ACSV MONTHLY LETTER

追加経済対策の税制改正が国会を通過し、中小法人の交際費と住宅取得資金の贈与税について、減税されることとなりました。

● 交際費課税の見直し

交際費について、資本金1億円以下の中小法人の限度額が「400万円」から「600万円」に引き上げられました。なお、限度額内でも10%は損金算入できないので、損金となる上限は「540万円」となります。

これは平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されるので、21年4月 決算法人の6月申告からとなります。

交際費の限度額が400万円 600万円		
対象	資本金 1 億円以下の中小法人	
適用時期	平成21年4月1日~終了する事業年度	

贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、実父母や実祖父母から住宅購入資金の贈与を受けた場合、その2年間を通じて500万円までの贈与税が非課税とされます。

この特例は、一般の暦年課税の非課税枠(110万円/年)または相続時精算課税の非課税枠(3,500万円)とあわせて適用できます。

住宅取得のための贈与は500万円まで追加で非課税		
対象	20歳以上の個人	
適用時期	平成21年1月1日~22年12月31日	

税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付(第1期)	減額申請ができます。
	源泉所得税納付(納期特例・上期分)	
8月	個人事業税納付(第1期)	
	個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。 源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。 住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。 (できるだけ 電子メール でお願いしております)



上原浩二会計事務所 公認会計士・税理士 上 原 浩 二 〒631-0002 奈良市東登美ヶ丘 1-11-3 Tel (0742) 48-3120